

**愛知県防災対策に係るライフライン関係機関連絡会
鉄道運行情報共有部会設置要綱**

1. 目的

大規模災害時における鉄道の運休に伴う帰宅困難者の発生をできる限り抑制することを目的として、鉄道事業者間で課題の解決に向けた協議を行うため、愛知県防災対策に係るライフライン関係機関連絡会に「鉄道運行情報共有部会」（以下、「部会」という。）を設置する。

2. 協議内容

部会は、1の目的を達成するため、次に掲げる議題を協議する。

- (1) 鉄道各社の運行情報等の共有に関する事
- (2) 鉄道各社の運行情報等に基づく帰宅困難者対策に関する事
- (3) その他部会が必要と認める事項に関する事

3. 構成

- (1) 部会は、別紙の鉄道事業者等をもって構成する。
- (2) 部会には部会長を置き、愛知県防災安全局防災部災害対策課長をもって充てる。
- (3) 部会長は部会を総括する。部会長が都合により部会を総括できない場合は、部会長が指名する者がその職務を代理する。

4. 運営

- (1) 部会長の招集により部会を開催し、鉄道の運休に伴う帰宅困難者の発生をできる限り抑制するために取り組むべき課題を協議するとともに、構成員相互の連携の強化を図る。
- (2) 部会は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、その説明また意見の聴取、及び必要な調整を行うことができる。

5. 庶務

部会の庶務は、愛知県防災安全局防災部災害対策課において処理する。

6. その他

この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和8年9月25日から施行するものとする。

別 紙：構成機関一覧

構成機関名
東海旅客鉄道株式会社
名古屋鉄道株式会社
近畿日本鉄道株式会社
名古屋市交通局
豊橋鉄道株式会社
株式会社 J R 東海交通事業
愛知環状鉄道株式会社
名古屋臨海高速鉄道株式会社
愛知高速交通株式会社
中部運輸局
名古屋市
愛知県